

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 中 川 喜 代 子

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成19年 7 月 5 日付け大総務法第34号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 4 月 26 日付け大総務法第 7 号に
より行った開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 19 年 4 月 12 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条
例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条に基づき、実施機関に対し、「第 23 回、
27 回、29 回の公正職務審査委員会の議事録一切」の開示請求（以下「本件請求」とい
う。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る文書として、「第 23 回大阪市公正職務審査委員会の議
事概要のうち開示請求者に関する部分、第 27 回大阪市公正職務審査委員会の議事概要
のうち開示請求者に関する部分、第 29 回大阪市公正職務審査委員会の議事概要のうち
開示請求者に関する部分」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第 23
条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 5 月 10 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、
行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求の経過について

異議申立人が平成 19 年 1 月 16 日付けで大阪市公正職務審査委員会（以下「公正職
務審査委員会」という。）に通報した案件について、別紙のとおり、同年 3 月 22 日、
異議申立人から実施機関に対して開示請求（以下「本件前の請求」という。）があり、
実施機関は、公正職務審査委員会の審議に係る該当資料（議事要旨等）及び審議結果の

通知文（以下「連絡文」という。）を特定し、平成 19 年 4 月 5 日付け大総務第 2 号により開示決定（以下「本件前の決定」という。）を行った。

文書の特定に当たっては、「審議の経過のわかる書類、議事録一切」という表現から、異議申立人の保有個人情報である「第 23・27・29 回公正職務審査委員会に係る該当資料」及び委員会としての審議結果に至る理由を記述した「連絡文」を特定した。各資料の内容については、次のとおりである。

(1) 第 23 回公正職務審査委員会に係る該当資料について

次のとおり、審議がなされ、委員会としての判断がなされた。

ア 新規通報として、本案件を平成 19 年 1 月 16 日付け整理番号 18-01-482 として受付けた。

イ 本案件は、すでに処理済みの案件に関連した通報である。

ウ 本案件で主張されている当該封書が存在しないことに対する不服は、所定の不服申立て又は訴訟での対応となるため、公益通報に該当しない。

エ 詳細な調査の必要性は認められない。

(2) 第 27 回公正職務審査委員会に係る該当資料について

委員会に文書分類表を提示し、これに基づく、文書の処理としては違法又は不適正なものとは認められないことを報告したところ、委員会としてこれ以上の調査は実施せずに処理するという判断がなされた。

(3) 第 29 回公正職務審査委員会に係る該当資料について

次のとおり、審議がなされ、委員会としての判断がなされた。

委員会からの文書回答「通報についてのご連絡」について内容を確定。

(4) 公正職務審査委員会からの連絡文について

第 29 回公正職務審査委員会で確認され、平成 19 年 3 月 23 日付けで送付を行った「通報についてのご連絡」である。

以上から、これらの文書には、委員会の審議の経過及び結果が記載されており、これらを開示したことにより、請求者の開示請求の意図は十分に満たされたものといえる。

また、議事録については、本案件に関して議事録として記載するほどの審議がなされず、開示すべき請求者の保有個人情報が含まれていなかったものである。

2 本件請求について

平成 19 年 4 月 12 日、異議申立人より「第 23 回、27 回、29 回の公正職務審査委員会の議事録一切」の開示請求があり、「議事録一切」として議事録に限定した請求者の意図及び要望に広く応えるため、開示対象について再度精査を行った結果、会議の要点のみを記載しているため、審議の経過がわかるものではないが、「第 23 回、第 27 回、第 29 回大阪市公正職務審査委員会の議事要旨」を特定し、本件決定を行ったものである。

第 4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、次のとおりである。

「1 異議申立ての趣旨

本件決定には、当方が求めた議事録について回答が無く、一切触れていない。

議事録が不存在であれば、その決定をすべきである。また、議事録は存在すべきも

のである為、本件決定を取消し、議事録に係る決定を求める。

2 異議申立ての理由

平成 19 年 3 月 22 日に大阪市長に対して開示請求を行ったが、議事録については返答は一切なく、ただ第 23 回、27 回、29 回公正職務審査委員会に係る該当資料と連絡文だけであったために、再度、同年 4 月 12 日に、第 23 回、27 回、29 回の公正職務審査委員会の議事録一切として開示請求したが、回答は平成 19 年 4 月 26 日付け大総務法第 7 号で、第 23 回、27 回、29 回公正職務審査委員会の議事要旨のうち開示請求者に関する部分として議事録については一切触れてはなく、教示もなかった。

公正職務審査委員会には事務局があり、構成員は大阪市の職員である。

委員会の民間の委員に報告をする書類は、事務局が、事実調査なくして、事務局の判断として委員会に報告している。

これでは委員に対して公平に報告しているとは全く思えないために議事録の開示を求めたが、2 度にわたり見当外れの開示通知であり、無視されている。

大阪市職員による業務の取扱いのことで申立てをしているのに大阪市の職員が報告書を作成して委員会にあげているのであれば、大阪市の自作自演ではないのか。

したがって、委員会には申立人の申し出どおりに公正に報告し、審議の中で誰がどのように発言し、公正に委員会で審議がなされているのかを確かめるために議事録を請求しているのであり、議事録がなければ、全く公正職務審査委員会でのことは密室の出来事であり、不透明過ぎて正しく機能しているか疑わざるを得ないのではないのか。

大阪市職員及び市民に対して公正職務審査委員会が公平に運営されているのか。

大阪市長の公印を押した答えは同じでも、経緯の違う 2 通の書類の相違の解明を求めるために、異議申立てを行う。」

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書を特定し、本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件文書は、本件請求の趣旨と違っており、改めて本件請求の趣旨を踏まえた対象文書を特定し、開示等決定を行うべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件請求に対して本件文書を特定したことの妥当性である。

3 文書特定の妥当性について

- (1) 実施機関によれば、大阪市では、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年条例第 16 号）を施行し、市職員の責務を定めるとともに、公益通報制

度を設け、市職員等の職務の執行に関する事実で違法又は不適正なものについて通報を受け付け、是正措置などをとることとしており、また、同条例に基づき、市長の附属機関として設置された公正職務審査委員会では、公益通報に対する措置等の妥当性についての審査などを行っているとのことである。

- (2) 実施機関は、別紙のとおり、異議申立人からの本件前の開示請求に対する決定を行っているが、この決定において、第 23 回、第 27 回及び第 29 回公正職務審査委員会の議事要旨等を対象文書として特定した。

その後、実施機関は、異議申立人から本件請求を受けているが、上記の議事要旨を、本件文書として再度特定し、本件決定を行った。

なお、実施機関によれば、公正職務審査委員会の議事録としては、議事内容の概要を記録した議事要旨を作成しているが、個々の委員の発言内容や発言氏名までを記録した議事詳細は作成していないとのことである。

これに対して、異議申立人は、これら 2 回の開示請求では、議事録一切との開示請求により、議事詳細の開示を求めているにもかかわらず、実施機関は異議申立人の意向を無視して、議事要旨を開示しており、また、議事録に関する教示もなかったと述べている。

また、公正職務審査員会で公正に審議がなされているのであれば、議事詳細は存在するはずであると述べている。

- (3) そこで、最初に、公正職務審査委員会の議事詳細の存否について検討する。

公正職務審査委員会の議事録として、議事要旨を作成し、議事詳細は作成していない理由について、実施機関にさらに説明を求めたところ、公正職務審査委員会は 3 名の少数委員により構成され、審議の際の委員の発言は、委員会としての意見・決定内容として次回以降の資料に反映されるため、委員会資料と議事要旨を共有することで委員会としての情報共有に支障がないとのことである。

そこで、当審議会において、本件文書にかかわる第 23 回、第 27 回及び第 29 回の公正職務審査委員会の審議状況を確認したところ、次のとおりであった。

ア 第 23 回公正職務審査委員会では、資料として提出された通報報告書及び事務局案を基に審議を行い、異議申立人の通報は公益通報に該当しないとする事務局案を了解し、事実関係の確認を指示したとのことである。

通報報告書及び事務局案を見分したところ、本件通報の内容及び事務局の見解が記載されており、当該資料と事務局の説明に基づき審議及び指示等が支障なく行われたとの実施機関の説明に、特段、不自然、不合理な点は認められない。

イ 第 27 回公正職務審査委員会では、資料として提出された文書分類表を参考に、事務局の報告に基づき、異議申立人が実施機関に提出した封書の不存在は保存期間 1 年未満の庶務関係書類としての通常の事務取扱いの結果であり違法な点はないと判断し、第 23 回委員会と同様の結論に至ったとのことである。

文書分類表を見分したところ、公文書を分類するのに必要な簿冊名称及び保存期間等が記載されており、当該資料、第 23 回委員会の資料及び議事要旨、並びに事務局の説明に基づき審議及び判断が支障なく行われたとの実施機関の説明に、特段、不自然、不合理な点は認められない。

ウ 第 29 回公正職務審査委員会では、それまでの審議内容を踏まえ、異議申立人に審議結果を通知する連絡文を確認したとのことである。

資料として提出された連絡文案を見分したところ、それまでの審議内容が反映

されていると認められることから、当該資料、第 23 回と第 27 回委員会の資料及び議事要旨、並びに事務局の説明に基づき審議及び判断が支障なく行われたとの実施機関の説明に、特段、不自然、不合理な点は認められない。

(4) なお、当審議会で「審議会等の設置及び運営に関する指針」を見分したところ、第 7 条第 5 項(1)により「会議の公開を決定した審議会等は、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記録された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする」とされ、行政運営の透明性向上の観点から、審議会の活動状況を明らかにするなど、積極的な情報提供に努めることとされているが、公正職務審査委員会のような非公開の会議に対し、詳細な議事録まで作成を義務付けていないことが確認された。

(5) 以上の確認内容を踏まえると、公正職務審査委員会では、議事録として議事内容の概要を記録した議事要旨と審議内容を反映した委員会資料を作成共有することで、委員間の情報共有が十分図られており、議事運営に支障が生じていないため、個々の発言内容や発言者氏名まで記録した議事詳細を作成していないとの実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

(6) 次に、実施機関が本件請求に対して本件文書を特定したことの妥当性を検討する。別紙の本件前の決定において対象文書を特定した経過、及び本件決定において本件文書を特定した経過を整理したところ、以下のとおりであった。

ア 本件前の決定では、別紙のとおり、異議申立人が、自ら通報した公益通報に係る公正職務審査委員会での審議の経過のわかる書類、及び議事録一切の開示を請求したのに対して、実施機関は、第 23 回、第 27 回及び第 29 回の公正職務審査委員会の議事要旨を含む該当資料を特定した。

実施機関によれば、前記(2)のとおり、公正職務審査委員会では、議事録としては、議事要旨のみを作成しているため、これらの文書等を特定したとのことであり、当該決定の際に、議事詳細が存在しないことを異議申立人に説明したとのことである。

イ 2 回目の本件決定においては、前記第 2 のとおり、異議申立人が、第 23 回、第 27 回及び第 29 回の公正職務審査委員会の議事録一切の開示を請求したのに対して、実施機関は、第 23 回、第 27 回及び第 29 回の公正職務審査委員会の議事要旨を特定した。

実施機関によれば、本件前の決定での文書の特定について、異議申立人からの異議はなく、また、本件請求においても、異議申立人から請求内容に関する説明は特になかったことから、本件前の決定で特定したのと同じ議事要旨を本件決定で特定したとのことである。

ウ 他方、異議申立人によると、本件前の決定において、実施機関から、議事詳細が存在しないとの説明は受けていなかったとのことであり、また、本件決定においても、議事詳細に相当する議事録の開示を求める趣旨を口頭で実施機関に伝えていたが、実施機関からは、議事要旨を再度特定することについて、事前に連絡を受けていなかったとのことであった。

(7) ところで、これら 2 回の決定に係る開示請求書を見分したところ、いずれの請求書の請求対象欄にも、「議事録一切」と記載されており、実施機関は、議事録に相当するものとして唯一保有していた議事要旨を、本件前の決定及び本件決定において、対象文書として同様に特定したとのことである。

しかしながら、本件請求が、自己の通報案件に係る公正職務審査委員会での審議記録を強く求めていた異議申立人からの再度の開示請求であることを、実施機関は認識していたのであるから、実施機関は、本件前の決定で特定した議事要旨を本件決定においても再度、対象文書として特定することを、事前に異議申立人に通知し、請求内容の詳細を確認しておくべきであったと認められる。

したがって、本件決定を取り消す必要があるとまでは認められないが、当審議会としては、実施機関に対し、今後、同一の開示請求者からの類似した内容の開示請求に対応する場合は、開示請求の趣旨を十分に確認しておくなど、保有個人情報の開示を請求する権利の尊重に一層努めることを要請する。

3 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

別紙 異議申立人からの本件前の開示請求に対する決定について

開示請求 H19. 3. 22	受付番号 18－01－482 (H19. 1. 16 受付) の公益通報に係るコンプライアンス委員会での審議の経過のわかる書類、議事録一切
開示決定	平成 19 年 4 月 5 日 大総務第 2 号
	(1) 第 23 回公正職務審査委員会に係る該当資料 (第 23 回公正職務審査委員会議事要旨、通報報告書) (2) 第 27 回公正職務審査委員会に係る該当資料 (第 27 回公正職務審査委員会議事要旨、文書分類表) (3) 第 29 回公正職務審査委員会に係る該当資料 (第 29 回公正職務審査委員会議事要旨) (4) 公正職務審査委員会からの連絡文